

新型コロナウイルスの影響により**国税の納付が困難な方へ**

猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

要件（換価の猶予）

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内（注）に申請書が提出されていること。

（注）既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（国税徴収法第151条）が受けられる場合もあります。

※ 原則、担保は不要です（担保の提供が明らかに可能な場合を除く。）。

内容（猶予が認められると）

- ① 原則として 1年間納税が猶予されます（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）。
- ② 猶予期間中の延滞税が軽減（注）されます。
（注）通常 年8.8%→軽減後 年1.0%（令和3年中の利率）
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



（申請による換価の猶予：国税徴収法第151条の2）

更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。（裏面をご参照ください。）

次のような個別の事情がある場合は、延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

個別の事情の具体例（納税の猶予）

- 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
- 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療等に付随する費用
- 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額
- 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

内容（猶予が認められると）

- ① 原則として **1年間納税が猶予されます**（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）。
- ② **猶予期間中の延滞税が軽減（注）又は免除**されます。
（注）通常 年 8.8%→軽減後 年 1.0%（令和3年中の利率）
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



（納税の猶予：国税通則法第46条）

猶予の申請方法等

- 「**猶予申請書**」を所轄の税務署に提出してください。
→ **郵送**（様式は国税庁HPから入手可能）又は **e-Tax** をご利用ください。
- 収支状況などの確認のため、帳簿等の書類の準備をお願いしますが、**書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。**

※ 地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、
社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。

総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

国税の猶予の詳細はこちら





整理番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

〔納税価〕の猶予申請書

税務署長殿

国税通則法第46条第 項第 号(第5号の場合、第 号類似)又は国税徴収法第151条の2第1項の規定により、以下のとおり猶予を申請します。

申請者	住所所在地	電話番号 () 携帯電話 ()		① 申請年月日 令和 年 月 日					
	氏名称			※税務署整理欄 通信日付印					
	法人番号			申請書番号					
納付すべき国税	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
			・	円	円	法律による金額 円	円	法律による金額 円	
			・			"		"	
			・			"		"	
			・			"		"	
合計			イ	ロ	ハ	ニ	ホ		

②イ～ホの合計	円	③現在納付可能資金額	円	④猶予を受けようとする金額(②-③)	円
---------	---	------------	---	--------------------	---

※③欄は、「財産収支状況書」の(A)又は「財産目録」の(D)から転記

一時に納付することができない(生活維持又は事業の継続が困難となる)事情の詳細	
	猶予該当事実の詳細(納税の猶予の場合) :

⑤納付計画	年月日	納付金額	年月日	納付金額	年月日	納付金額
	令和	円	令和	円	令和	円
	令和	円	令和	円	令和	円
	令和	円	令和	円	令和	円
	令和	円	令和	円	令和	円

※⑤欄は、「財産収支状況書」の(B)又は「収支の明細書」の(C)及び(D)から転記

猶予期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 月間
------	--------------------------

※猶予期間の開始日は、①の申請年月日
ただし、納税の猶予申請において、災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合は、災害等が生じた日
換価の猶予申請において、納付すべき国税の法定納期限以前にこの申請書を提出する場合は、その国税の法定納期限の翌日

担保	<input type="checkbox"/> 有	担保財産の詳細又は
	<input type="checkbox"/> 無	提供できない特別の事情

税理士署名	(電話番号 - -)
<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有

※税務署整理欄	
100万円以下の場合	100万円超の場合
<input type="checkbox"/> 財産収支状況書	<input type="checkbox"/> 収支の明細書
	<input type="checkbox"/> 財産目録
	<input type="checkbox"/> 担保関係書類
<input type="checkbox"/> 猶予該当事実証明書類(納税の猶予の場合)	

【猶予申請書の記載方法】

申請・審査に当たり、「財産収支状況書」等の作成をお願いしておりますが、準備に時間がかかる場合など、提出が困難なときは、口頭によりお伺いします。

納税
換価 の 猶 予 申 請 書

東京 税務署長殿

申請する猶予の種類や該当条項がお分かりにならない場合は、徴収担当職員にお尋ねください。

国税通則法第46条第 項 第 号(第5号の場合、第 号類似)又は国税徴収法第151条の2第1項の規定により、以下のとおり猶予を申請します。

申請者	住所所在地	〒×××-×××× 〇〇市△△町×-×-× 電話番号 〇〇〇(△△△)×××× 携帯電話 〇〇〇(△△△△)××××	① 申請年月日	令和〇年4月20日
	氏名	国税 太郎	※税務署管理印 通債日付印	
	法人番号		申請書番号	
			処理年月日	

年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
令〇	消費税及び地方消費税	〇・3・31	250,000	—	要	—	—	(令和〇年分)
			イ	ロ	ハ			
合計			250,000					

猶予を受けたい国税を上記例に合わせて記載してください。
※書ききれない場合は、適宜の別紙に記載して添付してください。

すぐに納付できる金額(「財産収支状況書」の「現在納付可能資金額(A)」欄の金額)を記載してください。

②イ～ホの合計	250,000	③現在納付可能資金額	0	④猶予を受けようとする金額(②-③)	250,000
---------	---------	------------	---	--------------------	---------

※③欄は、「財産収支状況書」の(A)又は「財産目録」の(D)から転記

一時に納付することができない(生活維持又は事業の継続が困難となる)事情の詳細

住宅家屋の建設を行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が中止・延期となっており、売上が減少している。銀行借入(毎月20万円)も返済を猶予してもらっている。

取引先からの入金を全て国税の納付に充てた場合、事業の継続が困難になる。

猶予該当事実の詳細(納税の猶予の場合)：

「財産収支状況書」の「分割納付計画(B)」欄の計画を記載してください。
すぐに納付計画を定めるのが難しい場合は、徴収担当職員にご相談ください。

年月日	納付金額	年月日	納付金額	年月日	納付金額
令和〇.4.30	0円	令和〇.8.31	0円	令和〇.12.31	10,000円
令和〇.5.31	0円	令和〇.9.30	40,000円	令和△.1.31	80,000円
令和〇.6.30	0円	令和〇.10.31	0円	令和△.2.28	70,000円
令和〇.7.31	0円	令和〇.11.30	0円	令和△.3.31	50,000円 +延滞税

各月の納付金額の合計額は、「④猶予を受けようとする金額」に一致します。

※⑤欄は、「財産収支状況書」の(B)又は「収支の明細書」の(C)及び(D)から転記

猶予期間	令和〇年4月20日から令和△年3月31日まで 12月間
------	-----------------------------

※猶予期間の開始日は、①の申請年月日
ただし、納税の猶予申請において、災害等のやむを得ない理由
換価の猶予申請において、納付すべき国税の法定納期

猶予期間は1年以内です。状況に応じて、更に1年間猶予される場合があります。
猶予期間がお分かりにならない場合は、徴収担当職員にお尋ねください。

担保	<input type="checkbox"/> 有	担保財産の詳細又は提供できない特別の事情
	<input checked="" type="checkbox"/> 無	

担保の提供が明らかに可能な場合を除いて、担保は不要となります。
※ご不明な場合は徴収担当職員にご相談ください。

- ・ 書き方が分からない場合は、所轄の税務署の徴収担当職員にお尋ねください。
 - ・ 申請していただいた内容は税務署で審査します。猶予を許可する場合には、通知書でお知らせします。
 - ・ 審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがありますので、ご協力をお願いします。
 - ・ 今後(2か月程度)地方税や社会保険料などの猶予の申請をされる場合には、この申請書の写しを利用できますので、写しを手元に保管しておくことをおすすめします。
- その他、ご不明な点がございましたら、所轄の税務署(徴収担当)にお気軽にご相談ください。